

冬季のガソリン・灯油の取扱いに注意しよう

これから冬場の乾燥した季節を迎えるに当たり、ガソリンスタンドでは静電気による火災の発生が危惧されます。また、暖房機器の燃料として灯油を取り扱う機会も多くなりますのでガソリンや灯油の危険性を理解し、安全な取扱方法を再確認しましょう。

《ガソリンなどの危険物を取り扱う際には静電気に注意しましょう》

空気が乾燥する時季は、静電気が発生しやすくなります。液体の危険物の中でもガソリンのように揮発性の高いものは、静電気の小さい火花でも引火してしまいます。

ガソリンを取り扱う身近な危険物施設はガソリンスタンドです。特に利用者自身が給油を行うセルフスタンドでは、給油前に必ず静電気除去シートをタッチしてから給油を行いましょ



《セルフスタンドを安全に利用するために》

セルフスタンドでは、給油が安全に行われるようにいろいろな安全装置付きの機器が設けられるとともに、危険物取扱者の資格を持った従業員が給油を見守っています。

セルフスタンドを利用するドライバーの皆さんも、次の **その1** から **その7** に十分注意して安全な給油作業に心がけましょう。

給油方法がよくわからなかったり、不安を感じたりしたときは、近くの従業員や給油設備にあるインターホンを利用して、正しい給油方法の説明を受けてから給油しましょう。

セルフスタンドにおける7か条

その1

案内標示に従いながら駐車！エンジンOFF！

矢印などの誘導に従い、白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。



その2

スタンド内は安全運転！急発進、急ハンドルは危険！

スタンド内は、様々な機器や他の車もあり、運転には十分な注意が必要です。急発進、急ハンドルは避けましょう。

その3

静電気除去シートにタッチ！

給油キャップを開ける前に、静電気除去シートに触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。

タッチ！



その4

正しい操作で給油を！

給油口の奥まで差し込み、レバーを確実に握って給油をしましょう。

その5

注ぎ足し給油をしないで！

満タンになると、給油は自動的に停止します。吹きこぼれをしないよう注ぎ足しはやめましょう。



その6

給油キャップの置き忘れ注意！

給油口からガソリン等の燃料やその可燃性蒸気が漏れないよう給油キャップは忘れずに締めましょう。

その7

自分で容器にガソリンを入れないで！

セルフスタンドでは、顧客自らガソリン携行缶にガソリンを入れる行為は禁止されていますので、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

なお、ガソリン携行缶に入れて購入する時には、従業員による本人確認（運転免許証の掲示など）、ガソリンの使用目的の確認が行われます。

《ガソリンを容器で購入される方へ》

●ガソリンスタンドでガソリンを容器に詰め替えて購入する方は ご理解ください！

現在、ガソリンスタンドでは、
ガソリンを容器に詰め替えて購入される方に対して

- ★ 身分証の確認
- ★ 使用目的の問いかけ

を行っています。



令和元年7月18日に京都市伏見区の京都アニメーション第一スタジオにおいて、多数の死傷者が出る大変痛ましい火災が発生しました。

本火災では、容器に詰め替えて購入したガソリンが使用されていました。本火災を契機に同種事件の防止のため、ガソリンの容器詰め替え販売時に購入者の身分証の確認、使用目的の問いかけをガソリンスタンドで行うことが消防法で義務付けられました。

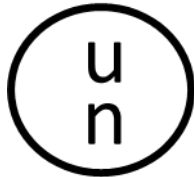
みなさまのご理解、ご協力の程をよろしく申し上げます。

●ガソリンの危険性を理解しましょう！

- ★ ガソリンの引火点はマイナス40℃以下で、一度火がつくと爆発的に燃焼する物質です。
- ★ ガソリンの蒸気は空気の3～4倍重いので、低い場所に溜まりやすい物質です。
- ★ ガソリンは、離れたところにある小さな火源（静電気、ライター等の裸火、衝撃、電気スイッチの火花等）によって引火する危険性があります。
- ★ ガソリンは、電気を伝えにくい性質のため、容器内で流動が起きた場合に静電気を発生するおそれがあります。

●ガソリンを入れる容器を確認しましょう！

- ★ ガソリンを入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有する材質などの基準があり、次の表示があるものは基準に適合しています。



UN マーク



KHK マーク

- ★ 静電気により着火の危険があるため、灯油用ポリ容器（20リットルなど）にガソリンを絶対に入れないでください。



灯油用ポリ容器



金属製容器等

- ★ 容器に貼られている注意事項に留意し、取り扱ってください。

！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

●ガソリンを容器で購入するときの注意事項

- ★ セルフスタンドでは、利用者が自らガソリンを容器に入れられません。
- ★ 消防法令の基準に適合した容器で購入してください。
- ★ 合計40リットル以上のガソリンを保管する場合は、消防法令の基準に適合する建物で行われなければならない。事前に消防署長への届出が必要です。

《ガソリンによる火災事例》

「キッチンカーの荷台のガソリンから出火した火災」

- 用途：キッチンカー
被害状況：ガソリン携行缶1、給油ホース1等焼損
概要：この火災は、ガソリン携行缶から漏れたガソリンから出火したものです。出火原因は、キッチンカーの荷台に、エア抜き弁が緩んだガソリン携行缶を置いたまま、荷台部分で発電機を使用したため、漏れ出たガソリンの蒸気が発電機内に入り込み、発電機内の火花により引火し出火しました。



荷台の状況



ガソリン携行缶の状況

「整備中に流出したガソリンに引火し、 周囲の排水溝へ燃え広がった火災」

- 出火場所：道路上
被害状況：樹脂製段差スロープレート等焼損
負傷者1名
概要：この火災は、排水溝に漏れたガソリンから出火したものです。

出火原因は、路上でバイクの整備をするため、燃料タンクを外して排水溝付近に置いた際、燃料タンク内のガソリンが漏れて何らかの火源により引火し出火しました。

作業者は、排水溝付近からドンッ、ドンッと爆発音が連続して聞こえたため、自分だけでは対応できないと考え、初期消火を断念しました。



燃料タンクからの流出状況



出火箇所周囲の状況

爆発により外れた蓋

《石油ストーブを使用する際の注意事項》

当庁管内では、石油ストーブが原因となる火災が増加しています！！

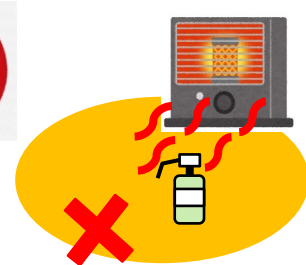
令和元年中、石油ストーブに起因する火災が18件発生しており、石油設備機器の火災の半数以上を占めています。

中でも、石油ストーブを消さずにそのまま手動ポンプで灯油を入れるなど、誤った取扱いにより火災になった事例が多く発生しています。

灯油を石油ストーブへ入れる時は、**必ずストーブを消し、カートリッジを戻すときは、蓋が確実に閉まっていることを確認しましょう。**



また、新型コロナウイルス感染症対策として消毒用アルコールを使用する機会が増えています。消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く、思わぬ場所で引火し、火災に至る可能性があります。ストーブの近くでの消毒用アルコールの使用は控えましょう。



灯油の保管に関するご注意

- 1 灯油を保管するポイントは次のとおりです。
 - 保管場所は、火気使用場所から十分に離れた場所を選びましょう。
 - 保管場所は、常に整理及び清掃に努めましょう。
 - 灯油を入れる容器や栓に破損がないか確認しましょう。
 - 地震による転倒、落下が起きないように棚等の固定や滑り止めの設置をしましょう。
- 2 灯油を保管する時、数量に応じて消防法や東京都の火災予防条例に基づく許可や届出が必要となる場合があります。（下表参照）

また、下表に満たない数量の灯油を保管する場合であっても、他の危険物と一緒に同じ場所で保管する場合は届出等が必要な場合がありますので、事前に最寄りの消防署へ相談してください。

• 届出が必要な灯油の数量 ⇒ 200L以上1,000L未満

• 許可が必要な灯油の数量 ⇒ 1,000L以上